

熊谷市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正
する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 23 日

熊谷市長 小 林 哲 也

条例第 2 6 号

(別紙)

熊谷市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

熊谷市認可地縁団体印鑑条例（平成１７年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第１１条第１項第１号中「第１９条第１項第１号ト」を「第１８条の３第１項第７号」に改める。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。